

# 令和2年度（2020年度） 熊本県食品衛生監視指導計画実施状況

令和2年度（2020年度）熊本県食品衛生監視指導計画に基づき実施しました監視指導の結果については、以下のとおりです。

1 実施範囲 県内全域（熊本市を除く。）

2 実施期間 令和2年（2020年）4月1日  
～令和3年（2021年）3月31日



3 施設への立入検査状況

(1) 食品取扱施設への立入検査

食品衛生法等に基づく営業許可施設及び集団給食施設等に対して、計画的に立入りを行い、延べ12,211施設の立入検査を実施しました。



(2) と畜場(\*1)、食鳥処理場(\*2)における検査

と畜場、食鳥処理場で食肉、食鳥肉として処理される牛豚等の家畜、鶏について次表のとおり検査を行い、食用に適さない食肉、食鳥肉を排除しました。

牛海綿状脳症(BSE)対策として、特定危険部位の除去・焼却等の適正処理の確認を実施しました。また、平成29年度(2017年度)からは、BSEスクリーニング検査対象が縮小され、24か月齢超の神経症状等の症状を呈する牛については、必要に応じて検査を実施することになりました。

(令和2年度(2020年度)にと畜した牛のBSE検査頭数：0頭)

## と畜検査状況

畜種	検査頭数(頭)	全部廃棄(頭)	一部廃棄(頭)
牛	32,381	561	16,976
馬	4,564	3	1,363
豚	177,669	1,008	102,546
めん羊	4	0	0

\*1 食用に供する目的で、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をとさつし、又は解体するために設置され、県のと畜検査員が検査する施設。

## 食鳥検査状況

	検査羽数 (羽)	とさつ禁止 (羽)	全部廃棄 (羽)	一部廃棄 (羽)
ブロイラー	20, 142, 785	10, 100	11, 589	28, 498
成鳥	0	0	0	0

\*2 食用に供する家きんととさつし、及びその羽毛を除去し、内臓を摘出するために設置され、県の食鳥検査員が検査する施設。

### (参考) 認定小規模食鳥処理場 (\*3) における食鳥の処理状況

	処理羽数 (羽)
成鶏	114, 613
ブロイラー	67, 172
その他	72, 948

\*3 年間の処理羽数が30万羽以下で、食鳥の状況の確認及び衛生的な処理についての規程を作成し、県の認定を受けた食鳥処理場。



【内臓検査(牛)】



【枝肉検査(豚)】



【食鳥検査(鶏)】



【サルモネラ検査】

## 4 食品の収去検査等状況について

県内で生産、製造及び加工された食品並びに広域に流通している輸入食品等について、成分規格による残留農薬や食品添加物等の検査を行いました。

- ・延べ検体数： **258検体**
- ・検査項目数： **9, 442項目** (残留農薬検査項目を含む。)
- ・違反： **0件**

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨の影響により、検体数が大幅に減少しましたが、違反はありませんでした。

成分規格等がない食品についても、熊本県が独自に設けている「熊本県食品の衛生に関する指導基準」に基づき**197検体**の検査を実施し、これらの検査結果を踏まえ、営業施設の指導を実施しました。

## 5 一斉取締りの実施状況について

例年、厚生労働省の通知に基づき、食品取扱施設への一斉立入りをを行い、違反食品の排除や施設への指導を行っていますが、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症感染拡大による事業縮小のため、実施を見送りました。

### (1) 夏期食品一斉取締り(7月2日~8月31日)

施設監視数： **— 件**      違反施設： **— 件**  
 収去検査： **— 検体**      違反： **— 件**

(2) 年末食品一斉取締り (12月3日～12月28日)

施設監視数： 一 件 違反施設： 一 件  
収去検査： 一 検体 違反： 一 件

## 6 食中毒発生状況について

令和2年度(2020年度)の県内食中毒発生状況(熊本市を含む。)は次のとおりです。

- ・ 発生件数：10件 患者数：135人(詳細は次表のとおり)

(内訳)

番号	発生日(初発)	管轄保健所	原因施設(推定)	摂食場所	摂食者数	患者数	死亡者数	原因食品	病因物質
1	令和2年(2020年)4月23日	有明	家庭	同左	3	1	0	サバの刺身(推定)	寄生虫(アニサキス)
2	令和2年(2020年)5月7日	有明	販売所(魚介類販売業)	家庭	1	1	0	サバの刺身(推定)	寄生虫(アニサキス)
3	令和2年(2020年)9月28日	山鹿	家庭	家庭・職場	3	3	0	キノコ調理品	ツキヨタケ(植物性自然毒)
4	令和2年(2020年)10月16日	熊本市	飲食店	同左	3	3	0	鶏刺し盛り	カンピロバクター
5	令和2年(2020年)11月23日	御船	家庭	同左	1	1	0	味噌汁の具として調理したクワズイモ	シュウ酸カルシウム
6	令和3年(2021年)1月7日	宇城	製造所(そうざい製造業)	事業所、カラオケグループ等	173	106	0	令和3年1月6日及び7日に提供された弁当又は食事	ノロウイルスGⅡ
7	令和3年(2021年)1月18日	天草	飲食店	事業所、家庭	39	13	0	給食及び弁当	ノロウイルスGⅡ
8	令和3年(2021年)3月20日	熊本市	飲食店	飲食店	4	3	0	鶏レバー刺し又は鶏砂ズリ刺し	カンピロバクタージェジュニ
9	令和3年(2021年)3月22日	有明	販売所(魚介類販売業)	家庭	1	1	0	サバ刺身	寄生虫(アニサキス)
10	令和3年(2021年)3月23日	山鹿	飲食店	飲食店	3	3	0	3月18日昼に提供された食事	カンピロバクタージェジュニ

※ 番号4, 8は、熊本市での発生

## 7 食中毒等注意報発令状況

食中毒が発生しやすい夏期において、食中毒注意報等を発令し、県民及び食品等事業者に対し食品の衛生的取扱いを促すとともに、食中毒に関する注意喚起を行いました。

(1) 注意報

- ・ 発令回数：1回(令和2年(2020年)7月21日～9月30日)

(2) 警報 ※令和元年度(2019年度)に新設

- ・ 発令回数：2回(令和2年(2020年)7月30日～8月7日)  
(令和2年(2020年)8月13日～8月21日)

## 8 食品等事業者が自主的に衛生管理の向上を図るための取組みの実施状況

(1) 食品等事業者が行う自主衛生管理の向上を図るために、次のとおり資格試験を実施しました。

- |             |      |     |                |
|-------------|------|-----|----------------|
| ① 製菓衛生師：受験者 | 27人中 | 合格者 | 21人(合格率 77.8%) |
| ② ふぐ処理師：受験者 | 20人中 | 合格者 | 7人(合格率 35.0%)  |

(2) 県の委託を受けた一般社団法人熊本県食品衛生協会の食品衛生指導員833人が巡回指導を実施しました(熊本市を含む)。

- ・延べ巡回指導施設数： 13,696件
- ・延べ指導員数： 3,493人

(3) 一般社団法人熊本県食品衛生協会による食品衛生責任者及び食品衛生指導員の養成講習会が開催されました。

- ・食品衛生責任者養成講習受講者数： 825人
- ・食品衛生指導員養成講習受講者数： 13人

(4) HACCPに沿った衛生管理の導入を支援する講習会及び巡回指導を実施しました。

- ・延べ巡回指導施設数： 7,584件
- ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理講習会： 50回

(5) 食品衛生法改正による営業許可の見直しや、営業届出制度の創設の普及を図るため、周知活動を行いました。

- ・営業許可及び営業届出制度改正に関する周知用パンフレット作成 10,000枚
- ・延べ周知施設数 13,442件

## 9 関係者相互間の情報及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施状況

食品衛生に関する正しい知識の普及と行政に対する御意見をいただくことを目的に、例年、消費者を対象とした「一日食品衛生監視員」等の事業を各保健所及び食肉衛生検査所で行ってまいりましたが、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症感染拡大による事業縮小のため、実施を見送りました。

## 10 食品衛生に係る人材養成及び資質向上のための講習会開催状況

食品等事業者の資質向上を図るため、本庁や各保健所において新型コロナウイルス感染症対策をとりながら講習会等を開催し、食品衛生やHACCPに関する必要な知識及び技術の情報提供を行いました。

### 食品衛生関係講習会開催状況

対象者	開催数(回)	受講者数(人)
食品等事業者	80	2,419
給食施設従事者	16	299
一般消費者	13	402
計	109	3,120

## 11 その他

### (1) 各保健所に寄せられた苦情・相談状況(延べ件数)

内 容	件数(件)	内 容	件数(件)
有症苦情	55	腐敗・変敗	4
異物混入	25	カビの発生	3
表示	11	変質	4
食品の取扱いについて	9	変色	5
異味・異臭	14	添加物	0
施設の衛生について	22	その他	0

合 計 152 件

### (2) 食品衛生監視機動班による専門的監視

新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、業務を縮小しましたが、令和2年7月豪雨により開設された避難所の巡回等を実施し、食中毒予防の啓発等を行いました。

- ・ 出動日数： 12日
- ・ 監視件数： 60件

### (3) 食品衛生月間

8月1日から8月31日までを食品衛生月間と定め、食品衛生思想の普及・啓発の推進を図っています。令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響により事業を縮小しつつ、保健所の食品衛生監視員による監視指導、食品衛生講習会、広報活動、ポスター配布を行う等、機会を捉えながら取り組みました。

### (4) パンフレット・チラシ等の配布

食品衛生、食中毒予防及びHACCPに関する正しい情報を理解いただくため、チラシやパンフレット等を作成し、食品等事業者や消費者に対し4,424部を配布しました。